

令和7年度

# 児童クラブ 入所申し込みについて

## 《通常保育事業について》

- 対象児童 放課後、保護者等の監護等が受けられない小学生（1～6年生）
- 場 所 中央児童クラブ 地域世代交流センターこれっと内（南1条西1丁目）  
東聖児童クラブ 東聖ひじり野地区地域交流センターぱれっと内（ひじり野南1条2丁目）  
（児童数によって、東聖小学校内でも1クラス保育を行います。）
- 入所期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 時 間  
平日 : 放課後～午後6時30分 ※延長保育 午後6時30分～午後7時  
土曜、長期休業、休校日 : 午前8時～午後6時30分  
土曜、長期休業、休校日 : ※延長保育 午前7時30分～午前8時、午後6時30分～午後7時  
閉所日 : 日曜、祝日、年末年始、流行性疾患まん延の恐れがある場合、  
閉所日 : 東神楽町長が閉所することが適当であると判断した場合
- 定 員 中央児童クラブ 60名 東聖児童クラブ 130名
- 保育料 月額 4,500円 （延長保育料100円/日）
- 減免制度 給与収入が低い場合、生活最低基準に満たない方を対象に保育料が減額される制度です。  
申請書を提出いただき、該当、非該当を確認します。お気軽にご相談ください。  
生活保護世帯、就学援助世帯またはこれに準ずる世帯など
- その他

- ①申し込み締め切り後、入所希望者が多数の場合は、保護者等の就労状況などにより、入所できない場合があります。（先着順ではありません）
- ②通常保育時間を超えた場合は、利用申し込みがなくても延長保育料が発生します。
- ③就労証明書について、直近3か月以内に現況届等で次の対象園（認定こども園ここから、東聖こばと幼稚園、認定こども園花の森）に提出されている場合は、当方より提出されている就労証明書を確認しますのでその旨お伝えください。確認がとれましたら就労証明書の提出は不用となります。  
※入所申請書および利用に関する同意書、就労証明書（保育園・幼稚園と同じ 様式です。自営業の方も同じ様式です。）は、こども未来課、中央児童クラブ、東聖児童クラブ、認定こども園ここから、認定こども園花の森、東聖こばと幼稚園に備え置いています。

## 《延長保育事業について》

- 対象児童 中央児童クラブおよび東聖児童クラブに入所している児童
- 延長保育時間  
午前の時間：午前7時30分～午前8時（長期休業日・臨時休校日）  
午後の時間：午後6時30分～午後7時
- 延長保育料 日額100円
- その他
  - ①延長保育の利用申し込みできるのは児童クラブに入所の場合です。一時保育登録は延長保育を行っていません。
  - ②延長保育の利用申し込みは、利用月の1か月前から月単位で受け付けします。受入準備等がありますので、1週間前までには直接、児童クラブへ利用申込書を提出してください。緊急の場合は別途ご相談ください。なお、初めて利用される方は、児童クラブ支援員からの説明を受けてから利用となります。
  - ③児童の送り迎えは、必ず延長保育時間を守ってください。
  - ④延長保育の保育料は、利用した月の日数分を翌月に請求しますので、町が発行する納付書により定められた期限までに納入願います。口座振替を利用されている方は、翌月分の児童クラブ保育料とともに自動引き落としとなります。
  - ⑤延長保育は、利用日の1か月前からの受付となります

◎ 裏面に児童クラブの一時保育事業等についてのお知らせがあります ◎

## 《一時保育事業について》

- **対象児童** 放課後、保護者等の監護等を一時的に受けることができない小学生
- **保育時間**  
平日：授業終了～午後6時30分 学校の休業日：午前8時～午後6時30分
- **一時保育料** 日額 300円
- **その他**
  - ①一時保育の利用申し込みをする前に、一時保育の利用会員登録が完了している必要があります。初めて児童クラブを利用される方は、お子さんと一緒に児童クラブ支援員と面談を行い説明を受けていただきます。
  - ②一時保育の利用申し込みは、利用月の1か月前から月単位で受け付けします。受入準備等がありますので、遅くとも利用1週間前までには直接、児童クラブへ利用申込書を提出してください。緊急の場合は別途ご相談ください。
  - ③一日の希望人数が多数の場合などは受け入れを調整させていただくことがあります。  
なお、バス遠足の行事には参加できません。他の行事については条件付きで参加できる場合があります。支援員とご相談の上ご利用ください。
  - ④一時保育利用の際は、児童クラブの日課と同一の活動となります。
  - ⑤持ち物はその都度お持ち帰りください。
  - ⑥一時保育の保育料は、利用した月の日数分を翌月に請求しますので、町が発行する納付書により定められた期限までに納入願います。

## 《すまいるキッズクラブについて》 ※詳細は別紙のちらしをご覧ください。

令和元年度に整備した施設を活用して、放課後、保護者等の監護等を受けられない小学生で、集団行動における個別指示、学習・生活上の個別支援など特別な配慮を要する児童に対して、より手厚い支援を心がけ、自立する力を育み、お子様の成長を地域で支えていく場にしていくことを目指しております。そのために遊具、図書等の充実を図りながら学習・生活上の個別支援や、体験活動の充実を柱にして、安心・安全な環境を提供してお子さんをお預かりするクラブです。

※すまいるキッズクラブの利用をご希望の場合はこども未来課までお問い合わせください。

### ■申し込みから入会まで（予定）

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 1月15日(水)<br>～28日(火) | 入所申込み期間              |
| 2月中旬～下旬             | 入所決定通知書・説明会案内通知送付    |
| 3月4日(火)             | 東聖児童クラブ入所説明会(19:00～) |
| 3月5日(水)             | 中央児童クラブ入所説明会(19:00～) |
| 3月下旬～4月上旬           | 納入通知書送付              |

### ■お問い合わせ先

|         |                                 |               |
|---------|---------------------------------|---------------|
| こども未来課  | (役場庁舎内)                         | 0166-83-5816  |
| 中央児童クラブ | (地域世代交流センターこれっと内) 午後1時～         | 090-2816-3588 |
| 東聖児童クラブ | (東聖ひじり野地区地域世代交流センターばれっと内) 午後1時～ | 090-6448-2427 |